

## 第1条（会員）

会員とは、本規約を承認のうえ、株式会社セディナ（以下「当社」という。）に入会を申し込み、当社が入会を認めた方をいいます。

## 第2条（契約の成立）

- (1) カードローンに係る基本契約は、会員が本規約を承認のうえ、当社に申込をし、当社が審査のうえ、承諾をした時に成立するものとします。カードローンに係る基本契約の契約日は、当社から会員に別途通知されます。
- (2) 個別のカードローンに係る利用契約は、金銭の交付の都度各別に成立するものとします。

## 第3条（カードの貸与・有効期限）

- (1) 当社は会員に対してカードを発行し、貸与します。なお、カードの所有権は当社に帰属します。
- (2) 会員は、カードの署名欄に自署し、善良なる管理者の注意をもってカード及びカード情報（会員氏名・カード番号・有効期限等をいう。以下同じ）を使用・保管・管理するものとします。
- (3) カードは、会員のみが利用でき、他人に貸与、譲渡、質入れ等の担保に供することはできません。
- (4) (2) (3)に違反してカードが使用された場合、その利用代金の支払いは会員の責任とします。
- (5) カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カードに表示した月の末日までとします。当社が引き続き会員として適当と認める場合は当社所定の時期に更新するものとします。
- (6) カードの有効期限内におけるカード利用による支払いについては、有効期限経過後といえども本規約を適用するものとします。
- (7) カードは、原則として再発行しません。ただし、紛失、盗難、毀損、滅失等で当社が認めた場合に限り再発行するものとします。

## 第4条（暗証番号）

- (1) 当社は、会員より申出のあったカードの暗証番号を登録します。ただし、申出がない場合、又は他人に容易に推測されやすい番号（会員の生年月日、電話番号、自宅の住所番地、「0000」、「9999」等）を申出た場合は、当社所定の方法により登録します。
- (2) 会員は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用の際に登録された暗証番号が使用されたことにより生ずる一切の債務については、すべて会員がその責任を負うものとします。ただし、登録された暗証番号の管理について会員に故意又は過失がない場合は、この限りではありません。

## 第5条（カードの利用可能枠）

- (1) カード利用可能枠は、当社が定めるものとし、適当と認めた場合は、いつでもカード利用可能枠を増減できるものとします。
- (2) 前項の定めにかかわらず、会員が以下のいずれかに該当した場合、その他当社が必要と認める場合には、特段の通知なくカード利用可能枠を減額できるものとします。
  - ①会員がカード利用代金等当社に対する債務の履行を怠ったとき
  - ②会員のカード利用状況及び信用状況等に応じて、審査のうえ当社が必要と認めるとき
  - ③当社が定める本人確認手続きが完了しないとき
- (3) 会員は、当社が承認した場合を除き、利用可能枠を超えてカードを使用してはならないものとします。当社の承認を得ずに利用可能枠を超えてカードを使用した場合は、当社は会員に対し、利用可能枠を超えて使用した金額の一括払いを請求することができるものとします。
- (4) 会員は、当社又は当社の提携会社から複数枚のカードの貸与を受けた場合のカード利用可能枠は、会員が保有するカード利用可能枠の合計額ではなく、当社が別に定める金額とすることを承諾するものとします。

第6条（借入及び融資方法）

(1) 会員は、下記のいずれかの方法で当社が融資する時点で実施している方法により、利用可能枠の範囲内であれば1万円単位で繰り返して当社から融資を受けることができます。

- ①会員が当社指定の現金自動貸付機（CD）又は当社が提携する金融機関のCD及び現金自動預払機（ATM）で所定の利用方法に基づき、あらかじめ当社に届出た暗証番号（4桁の数字）と希望金額を打鍵する方法
- ②会員が当社の指定する窓口に提示し、所定の申し込み手続きを行う方法
- ③その他当社所定の方法(2)会員がカードキャッシングの利用時に当社に提出する書面はありません。

第7条（支払方法）

- (1) 融資金は1万円単位とし、支払方法は1回払い、リボルビング払いのうち会員が利用の際に指定した方法によるものとします。
- (2) 融資金は毎月月末を締切日とし、以下に定める方法により翌月から毎月27日（以下「支払期日」という）に支払金を当社に支払うものとします。
- ①1回払い及びリボルビング払いの初回お支払いの場合は、下記の利率（以下「所定利率」という。）をもって計算された利息を含め支払うものとします。

【所定利率 利息制限法の制限利率以内で別途当社が決定し通知する利率】

利息＝融資金元金×所定利率÷365日（注）×ご利用日翌日から  
支払期日迄の経過日数  
（注）1年を365日として計算。ただし、うるう年の場合は1年を366日として計算。

- ②2回目以降のリボルビング払いの場合、締切日の融資金残高（以下「リボルビング利用残高」という。）に応じて、下記に定める短期コース欄に記載の支払額を支払うものとし、当該支払額にはリボルビング利用残高に対する下記の所定利率をもって計算された利息が含まれるものとします。ただし、リボルビング利用残高に利息を加えた額が支払額未満となる場合は、当該金額を支払います。（残高スライド定額リボルビング方式）

【所定利率 利息制限法の制限利率以内で別途当社が決定し通知する利率】

利息＝融資金残高×所定利率÷365日（注）×期間日数  
（注）1年を365日として計算。ただし、うるう年の場合は1年を366日として計算。

リボルビング利用残高	支払額(短期コース)	支払額(長期コース)
5万円以下	5,000円	3,000円
5万円超～10万円	10,000円	3,000円
10万円超～20万円	10,000円	6,000円
20万円超～30万円	15,000円	9,000円
30万円超～40万円	20,000円	12,000円
40万円超～50万円	25,000円	15,000円
50万円超～60万円	30,000円	18,000円
60万円超～70万円	35,000円	21,000円
70万円超～80万円	40,000円	24,000円
80万円超～90万円	45,000円	27,000円
90万円超～290万円	50,000円	10万円を超す毎に 3,000円ずつ加算します。
290万円超～	50,000円	90,000円

<具体的算定例>

利用可能枠50万円・実質年率18.0%・リボルビング払いで1月1日に50万円を利用し、約定通りの返済の場合

- ・返済期間・回数 4年3ヵ月・51回
- ・返済金合計額 657,720円

なお、会員が当社に申し出をし、当社が認めた場合は、その支払額を上記に定める長期コース欄の金額とすることができるものとします。(コースの変更時期については、当社の指定に従うものとします。)

- (3) 会員がリボルビング払いを指定した場合において、約定金額のほかに追加支払いを希望する場合には、お支払月の5日迄にその旨を指定することができるものとします。
- (4) 会員は、会員の申し出により、当社が認めた場合は、元利定額リボルビング方式(毎月、あらかじめ決定した一定額を支払い、その中から利息を差し引いた金額を元金返済に充てる方式)による支払いができるものとします。なお、当社からの提案に基づき会員が承諾した場合も同様とします。また、支払額については、当社が認めた金額とするものとします。
- (5) リボルビング払いの場合、利息が支払額を超過する際には、会員は、利息に元金5,000円(長期コースの場合は3,000円)を加えた金額を支払うものとします。
- (6) 会員は、利率が金融情勢等により変動することに異議ないものとします。
- (7) 会員は、第17条の規定にかかわらず、当社から利率の変更を通知した後は、通知したときにおける利用残高の全額に対しても、改定後の利率が適用されることに異議ないものとします。
- (8) 融資金及び利息、その他本契約に基づく会員の当社に対する一切の支払債務(以下これらを総称して「カード利用による支払金等」という。)は、会員があらかじめ約定した会員の指定する金融機関の預金口座から口座振替の方法(ゆうちょ銀行を指定した場合は、ゆうちょ銀行通常貯金口座から自動払込みの方法)により、支払期日に支払うものとします(なお、金融機関休業日の場合は、翌営業日の支払いとなります。)
- (9) 会員は、当社が認めた場合は、当社指定の金融機関口座への振込送金による支払い又は当社指定場所への持参払いも行うことができます。
- (10) 利息が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払義務を負いません。

#### 第8条(公租公課・費用等の負担)

- (1) カードの利用又は本規約に基づく費用・手数料に関して課される公租公課(消費税等を含む。以下同じ)は、会員の負担とします。なお、公租公課が変更されたときは、会員は変更後の公租公課を負担します。
- (2) カード利用による支払金等の支払い、カードの返却、当社所定の届出及び問い合わせその他本規約に基づいて要する全ての費用(金融機関への振込手数料及び再振込手数料、当社指定場所への持参手数料、郵送料及び電話料金等)は、会員の負担とします。なお、会員に対する債権の取り立てに要した費用ならびに法的措置に要した費用は、退会後といえどもすべて会員が負担するものとします。
- (3) 会員は、カード利用による支払金の支払を遅延し当社が以下の各号のいずれかの手続きを行った場合は、回収事務手数料として210円(税込)を支払うものとします。但し、利息、遅延損害金及び回収事務手数料が遅滞した融資金元金に対し、年率で利息制限法の所定金利を超える場合はこの限りではありません。
  - ①金融機関に再度口座振替の依頼をした場合
  - ②会員宛に振込用紙を送付した場合
  - ③会員宛に当社所定の振込先案内書の送付手続きを行った場合
- (4) 会員の要請によりカードを再発行した場合は、当社は会員に対し、カードの再発行手数料1,100円(税込)を請求することができます。
- (5) 会員が金銭の受領のためにATM等を利用したときは、当社は会員に対し、次の各号のいずれかの利用料を請求することができます。
  - ①利用した金額が1万円以下のときは110円(税込)
  - ②利用した金額が1万円を超えるときは220円(税込)

#### 第9条(早期返済の場合の特約)

会員が約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払うときは、当社所定の方法により支払うことができるものとします。

#### 第10条（残高等の承認）

- (1) 当社は、会員に対し請求書又は残高通知書（以下「請求書等」という。）を当社所定の時期、方法により送付し、カード利用による支払金等の金額（利用残高、返済金額）を通知するものとします。
- (2) 会員が前項の請求書等を受けた後、異議の申し立てがない場合は、請求書等に記載の金額を承認したものとみなします。

#### 第11条（遅延損害金）

会員がカード利用による支払金等の支払いを遅延したときは、支払期日の翌日から支払済みに至るまで当該支払金に対し、また期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失日の翌日から支払済みに至るまで、未払債務（元本分）に対し、年20.0%を乗じ年365日（うるう年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。

#### 第12条（支払金等の充当順序）

会員の返済した金額が本規約及び当社と会員とのその他の取引に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務にも充当することができるものとします。

#### 第13条（カードの紛失・盗難等）

- (1) カードの紛失、盗難、詐取、横領等、又はカード情報の盗用等（以下「カードの紛失・盗難等」という）によりカード又はカード情報が第三者に利用された場合、会員は、当該カード利用により生じた一切の債務についてすべての責任を負うものとします。
- (2) 会員は、カードの紛失・盗難等があった場合、速やかにその旨を当社に連絡し、最寄りの警察署又は交番に届出たうえで、当社所定の届出書を当社あてに提出するものとします。
- (3) 当社は、カードが第三者によって拾得された旨の連絡を受ける等、カードの紛失・盗難等が生じたと当社が認識した場合、当社の任意の判断でカードを無効とすることができるものとし、会員は予めこれを承諾するものとします。

#### 第14条（退会及び会員資格の取消と利用の一時停止）

- (1) 会員の都合により退会するときは、当社あてにその旨の届出を行うものとし、同時にカードを返却するか、カードを切断して破棄するものとします。ただし、会員は、退会時に債務がある場合、本規約に基づき当該債務を支払うものとします。また、退会後においても、カード又はカード情報を利用し若しくは利用された場合、当該利用により生じた一切の債務については、すべて会員がその責任を負うものとします。
- (2) 会員（本項においては入会申込者を含む）が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は入会を謝絶し、又は会員に通知することなく、カードの利用停止又は会員の資格を取り消すことがあります。この場合、当社は現金自動預払機（ATM）等を通じてカードの回収を行うことができません。
  - ①入会時に氏名、住所、勤務先等について虚偽の申告をした場合
  - ②本規約のいずれかに違反した場合
  - ③会員が当社と他の契約に基づき支払うべき債務の履行を遅滞した場合
  - ④期限の利益の喪失事由のいずれかに該当する場合
  - ⑤信用情報機関の情報内容又は情報件数等により、会員の信用状況が著しく悪化し又は悪化のおそれがあると当社が判断した場合
  - ⑥カード利用状況が適当でないと当社が判断した場合
  - ⑦住所変更の届出を怠る等、会員の責に帰すべき理由により会員の所在が不明となり、当社が会員への通知連絡について不能と判断した場合
  - ⑧当社所定の時期に会員資格の見直しを行い、その結果、引き続き会員として適当と認められない場合
  - ⑨貸付残高が存在しない期間が3年以上継続した場合
  - ⑩会員が死亡した場合又は会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合

- ①関係法令、規則、通達、ガイドライン等の定めにより、当社が貸付を停止する義務を負う場合
  - ②前各号に類する事由が生じた場合その他当社が会員として不適格と判断した場合
  - ③カード又はカード情報の第三者による不正使用の可能性がある当社が判断した場合。
- (3) (2)に該当し、当社がカードの返却を求めたときは、会員はすみやかにカードを返却するものとします。

#### 第15条（期限の利益の喪失）

- (1) 会員は、次の各号のいずれかの事由に該当したときは、カード利用による支払金等について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額をお支払いいただきます。
- ①本規約に基づく債務又は当社に対するその他の債務の履行を1回でも遅滞したとき
  - ②差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立又は滞納処分を受けたとき
  - ③破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産手続きの申立を受け、若しくは自ら申し立てたとき
  - ④債務整理のための法的手続きの申立があったとき
  - ⑤債務整理（任意整理を含む。以下同じ。）を開始する旨、又は債務整理のため弁護士等に依頼した旨を当社に通知したとき
  - ⑥自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払を停止したとき
  - ⑦会員資格を取消されたとき（但し、第14条第2項第10号の場合を除く）
- (2) 会員は、次の各号のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により、本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします
- ①本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となる時
  - ②カードを提示し、商品の購入、又は役務の提供を受けるなど本規約の目的外に利用したとき
  - ③本規約以外の当社と会員とのその他の取引に基づく債務について期限の利益を喪失する等、会員の信用状態が著しく悪化したとき

#### 第16条（連絡先に関する承諾及び届出事項の変更）

- (1) 当社が会員に連絡する場合、会員が当社に届出た（申込書に記載する方法、口頭による方法、②に基づくもの等がありますが、その方法を問いません。）電話番号等に連絡されても異議ないものとします。ただし、連絡をする方法として他に合理的な方法があると当社が判断できた場合はこの限りではありません。
- (2) 会員が当社に届出た氏名、住所、電話番号、勤務先（連絡先）、職業、代金決済口座、その他法令に基づく当社への届出事項等に変更が生じた場合は、遅滞なく当社及び当社の指定する金融機関に所定の届出用紙により届出するものとします。ただし、当社が適当と認めた場合には、当社への電話での連絡により届出することもできます。
- (3) (2)の届出がないために当社からの通知又は送付書類その他のものが延着し、又は到着しなかった場合には通常到達すべきときに会員に到着したものとみなします。ただし、(2)の届出を行わなかったことについてやむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。

#### 第17条（規約の変更）

- (1) 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、当社ホームページにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本規約を変更することができるものとします。
- ①変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。
  - ②変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。
- (2) 当社は、あらかじめ変更後の内容を当社ホームページにおいて公表する方法又は通知する方法（必要があるときにはその他相当な方法を含む。）により周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行ったときは、会員

は変更を承諾したものとみなし、以後、変更後の規約が適用されるものとします。

#### 第18条（準拠法）

会員と当社との諸契約に関する準拠法はすべて日本法が適用されるものとします。

#### 第19条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、当社の本社、各支店、営業所を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

#### 第20条（利率変動特約）

- (1) 会員は、次の場合に優遇利率（基準利率より低い利率で、当社が別途通知する利率をいう。なお、基準利率は、当社が当初通知した利率又は別途通知する利率をいう。）の適用を受けることができます。
  - ① 1回払いの場合 新規のご利用があった月（以下「新規ご利用月」という。）の前々月末におけるリボルビング払いを含む総利用残高（以下「総利用残高」とはリボルビング払いと1回払いの融資金を合わせた総額の残高とする。）が当社が別途通知する基準残高（以下「基準残高」という。）を超過している場合は、新規ご利用分に対し優遇利率が支払期日まで適用されます。
  - ② リボルビング払いの場合
    - i 初回のお支払い（新規ご利用分に対する適用金利）1回払いの規定を準用します。ただし、①の規定中「支払期日」とあるのを「新規ご利用月の翌月以降最初に到来する支払期日」と読み替えるものとします。
    - i 2回目以降のお支払い（既存の総利用残高に対する適用金利）総利用残高に対する当月の支払期日の翌日から翌月の支払期日までの期間（以下「利息計算期間」という。）にかかる利息を計算するにあたり、前々月末日における総利用残高が基準残高を超えているときは、優遇金利を適用します。ただし、利息計算の対象となる総利用残高には、iの適用を受ける新規ご利用分は含まれません。
- (2) (1)にかかわらず、当月の支払期日の翌日から翌月8日までの間に、約定以外の任意の支払いの申出があり、かつ、翌月の支払期日より前にその申出にかかる支払いがされたときは、任意支払金に含まれるべき任意支払日までの金利の計算については、当月の支払期日までの利息計算期間に適用された利率と同一の利率を適用します。
- (3) 会員は優遇利率が適用されている場合であっても、会員が第14条(2)に該当した場合、会員に告知することなく、又は当社が適当でないと判断した場合には、会員に連絡のうえ、当該事由発生日の属する月の翌月から開始する利息計算期間以降優遇利率の適用が中止される場合があることに異議ないものとします。

#### 第21条（貸付及び弁済時の書面の交付）

- (1) 会員は、当社が貸金業法第17条第1項及び貸金業法第18条第1項の書面に代えて、一定期間における貸付け及び弁済その他の取引状況を記載した書面を郵送その他当社所定の方法により交付すること、貸付けの際に記載事項を簡素化した書面を交付することについて、あらかじめ承諾するものとします。
- (2) 会員が希望する場合、前項に定める貸付け及び弁済その他の取引状況を記載した書面を電磁的方法により提供するものとします。
- (3) 貸金業法第17条第1項の規定により交付する書面又は同第6項で規定する書面に記載する返済期間、返済回数、返済期日又は返済金額は、当該書面に記載する利用の後に行われる追加利用・繰上返済等により変動することがあります。

#### 第22条（収入証明書等について）

- (1) 当社は、会員の支払能力調査のため必要と認めた場合には、直近の源泉徴収票・給与支払明細書・納税通知書・確定申告書・課税証明書・年金通知書等のいずれかの提出、及び収入の聞き取り調査等ができ、会員はこれに応じるものとします。
- (2) 配偶者と併せた年収の3分の1以下のカード利用可能枠の設定を受けた会員（配偶者の同意があるときに限る。）は、当社が必要と認めるとき

は、配偶者の同意書、源泉徴収票等の書類の提出に協力するものとします。

#### 第23条（反社会的勢力との取引の排除）

- (1) 会員（本条においては入会申込者を含む）は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- ①暴力団
  - ②暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
  - ③暴力団準構成員
  - ④暴力団関係企業
  - ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
  - ⑥前各号の共生者
  - ⑦その他前各号に準ずる者
- (2) 会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
- ①暴力的な要求行為
  - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
  - ⑤その他前各号に準ずる行為
- (3) 当社は、会員が第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、会員の保有する当社が発行するすべてのカードについて通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとし、当社と会員とのその他の取引についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。

#### 第24条（マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止）

- (1) 会員（本条においては入会申込者を含む）は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
- ①テロリスト等、日本政府又は外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者
  - ②その他前号に準ずる者
- (2) 会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
- ①マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると疑われる行為
  - ②その他前号に準ずる行為
- (3) 当社は、会員の情報及び具体的な利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることができますものとし、会員から正当な理由なく指定した期限までに回答がなかった場合には、融資を一時的に停止することができるものとします。
- (4) 前項の求めに対する会員の回答、具体的な利用内容、会員の説明内容及びその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、若しくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、融資を一時的に停止することができるものとします。
- (5) 前二項の定めによるカードの利用の一時的な停止は、会員からの説明等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は融資の停止を解除するものとします。
- (6) 当社は、会員が第1項各号のいずれかに該当し、若しくは第2項各号のいずれかに該当する行為をした場合、第1項に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又はカードその他の取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、若しくはそのおそれがあると合理的に認められる場合、そのすべてについて通知・催告等をせずに会員資格を取消し、又は解除することができるものとします。

## 個人情報の取扱いに関する同意条項

### 第1条（個人情報の取得・保有・利用・提供）

- (1) 申込者及び連帯保証人予定者（以下総称して「申込者等」という）は、本契約（本申込みを含む。以下同じ）を含む株式会社セディナ（以下「会社」という）との取引の与信判断及び与信後の管理（以下「与信関連業務」という）及びカード付帯サービスを含む全てのカード機能履行のため、以下の情報（以下これらを総称して「本件個人情報」という）を、会社が保護措置を講じた上で、以下の条項により取得・保有・利用することに同意します。
- ①申込書等に記載された申込者等の氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号（携帯電話番号を含む、以下同じ）、運転免許証等の記号番号、eメールアドレス、勤務先とその内容、家族構成、住居状況、取引を行う目的、連絡先（実家等）、親権者情報等（これらすべての変更情報を含む）。
  - ②本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、支払方法等の利用情報、支払口座、契約番号、会員番号、有効期限等。
  - ③本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況。
  - ④本契約に関する申込者等の支払能力を調査するため又は支払途上における支払能力を調査するため、申込者等が申告した資産、負債、収入、支出、申込者等が会社に提出した収入証明書の記載事項並びに会社が取得した、クレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況。
  - ⑤官報や電話帳等一般に公開されている情報。
  - ⑥会社が申込者等に電話等により確認した情報又は申込者等が会社へお問い合わせ等をされた際に会社が知り得た情報。
  - ⑦犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、会社が申込者等の運転免許証・パスポート等によって本人確認を行った際に取得した情報。
  - ⑧防犯上録画された映像等の情報。
  - ⑨電話の録音等の音声情報。
- (2) 申込者等は、会社が与信関連業務及び第2条のために、電話、SMS（ショートメッセージサービス）、郵便等の手段により連絡すること又は訪問することに同意します。
- (3) 申込者等は、与信関連業務及び本人確認のため会社が必要と認めた場合に、会社が市区町村の要求に従って申込者等の個人情報（入会申込書の写し等）を市区町村に提出の上、申込者等の住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等の交付を受け、又は自動車検査証等公的機関が発行する書類を取得し、当該書類に記載されている情報を利用することに同意します。
- (4) 申込者等は、申込者等のいずれかに次の状況が発生した場合、会社が次の目的のために、戸籍謄本等公的機関が発行する申込者等の戸籍に関する情報を、取得し利用することに同意します。
- ①相続が生じた状況があると会社が判断した場合、会社が本契約に関して相続発生の実事並びに相続人の有無及び範囲を確認するため。
  - ②氏名変更が生じた状況があると会社が判断した場合、会社が本契約に関して申込者等との同一性を確認するため。
- (5) 申込者等は、会社が本契約に関する与信関連業務の一部又は全部あるいは会社の事務を、会社の子会社、関連会社又は提携会社等の第三者に委託する場合に、会社が本件個人情報を当該委託先に提供し、当該委託先が委託目的の範囲内で利用することに同意します。また、会社が「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づく次の債権回収会社に債権回収の委託（債権譲渡も含む）をする場合、本件個人情報を次の債権回収会社に提供し、当該債権回収会社がその委託目的の範囲内で利用することに同意します。
- ・株式会社セディナ債権回収
  - 〒460-0002 名古屋市中区丸の内二丁目20番25号
- (6) 申込者等は、本契約に基づく精算及び当該売買契約並びに本契約に付帯する会員特典等のサービス等の履行、維持、管理のため、会社が必要と認める場合、会社の子会社、関連会社又は提携会社等の第三者に本件個人情報のうち①、②及び③を提供し、同提供先がそれらを利用することに同意します。
- (7) 申込者等は、本条(1)⑦の本人確認を行うための情報を、会社及び会社の子会社、関連会社又は提携会社との他の取引における本人確認のために

利用することに同意します。

## 第2条（個人情報の与信関連業務以外の利用）

申込者は、会社がクレジット事業（クレジットカード、ファクタリングを含む）、保証事業、融資事業、保険事業、集金代行事業その他これらに付随する事業の次の目的のために、本件個人情報のうち①②③⑥を利用すること及び勧誘することに同意します。

（ア） 宣伝物・印刷物の送付又は電話等による営業案内のため。

（イ） 商品開発・市場調査のため。

（ウ） 新商品情報のお知らせ・関連するアフターサービスのため。

（エ） 会社が委託を受けた事業者の営業に関する宣伝物・印刷物の送付又は電話等による案内のため。

※会社の具体的な事業内容については、会社のホームページ（<https://www.cedyna.co.jp>）でお知らせしております。

## 第3条（個人信用情報機関への登録・利用）

- 申込者等は、会社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とするものをいい、以下「加盟信用情報機関」という）及び当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携信用情報機関」という）に照会し、申込者等及び当該申込者の配偶者（当該申込者の配偶者とは、配偶者合算貸付契約の申込又は締結をしている配偶者に限る。以下同じ）の個人情報（同機関の加盟会員によって登録される情報、同機関が独自に取得・登録する情報を含む）が登録されている場合には、割賦販売法及び貸金業法により、申込者等の支払能力・返済能力の調査のために限り、会社がそれを利用することに同意します。
- 申込者等は、申込者等及び当該申込者の配偶者に係る本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、加盟信用情報機関に下表に定める期間登録され、加盟信用情報機関及び提携信用情報機関の加盟会員により、申込者等及び当該申込者の配偶者の支払能力・返済能力に関する調査のために限り、利用されることに同意します。

項目	会社名 株式会社シー・アイ・シー (CIC)	株式会社日本信用情報機構 (JICC)
①本契約に係る申込みをした事実	会社が個人信用情報機関に照会した日から 6ヵ月間	照会日から6ヵ月以内
②本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内	契約継続中及び契約終了後5年以内（ただし債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）
③債務の支払を延滞した事実	契約期間中及び契約終了後5年間	契約継続中及び契約終了後5年以内

上記項目以外に、登録情報に関する苦情を受け調査中である旨、本人確認資料の紛失・盗難、与信自粛の申出、その他の本人申告情報が登録されます。

- 加盟信用情報機関及び提携信用情報機関の名称、所在地、問い合わせ電話番号は次のとおりです。また、会社が本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途書面により通知し、同意を得るものとします。

### 【加盟信用情報機関】

- 株式会社シー・アイ・シー（C I C：割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関）

フリーダイヤル0120-810-414 <https://www.cic.co.jp/>

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト

- 株式会社日本信用情報機構（J I C C：貸金業法に基づく指定信用情報機関）

TEL 0570-055-955 <https://www.jicc.co.jp/>

〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館

#### 【提携信用情報機関】

○全国銀行個人信用情報センター

TEL 03-3214-5020 <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

(4) 本条(3)に記載されている加盟信用情報機関に登録する情報は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報及び申込者に配偶者がある場合の当該婚姻関係に関する情報（当該婚姻関係に関する情報は、配偶者合算貸付契約の申込又は締結をしている配偶者に限る）、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量等・回数・期間、契約額又は極度額、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、完済予定年月、月々の支払状況及び解約又は完済等の事実の全部又は一部となります。

※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の各個人信用情報機関が開設しているホームページをご覧ください。

#### 第4条（個人情報の与信関連業務以外の提供・利用）

(1) 申込者は、会社が次の場合に本件個人情報のうち①及び②を、保護措置を講じた上で、会社の子会社、関連会社又は提携会社に電磁的データ等で提供し、当該子会社、関連会社又は提携会社が利用することに同意します。

○会社と「個人情報の提供に関する契約」を締結した会社の子会社、関連会社又は提携会社が次の目的により本件個人情報のうち①及び②を利用する場合。

①子会社、関連会社又は提携会社の事業における宣伝物・印刷物の送付又は電話等による営業案内。

②子会社、関連会社又は提携会社の事業における市場調査、商品開発。

③子会社、関連会社又は提携会社が本契約に付帯する会員特典等のサービスの履行。なお、子会社、関連会社又は提携会社については、会社のホームページ (<https://www.cedyna.co.jp>) 又は申込書等でお知らせしております。

(2) 本条(1)の個人情報の提供及び利用の期間は、原則として、契約期間中及び本契約終了日から5年間とします。なお、提携会社における個人情報の利用期間については、提携会社にお問い合わせください。

#### 第5条（個人情報の開示・訂正・削除）

(1) 申込者等は、会社及び第3条で記載する個人信用情報機関並びに第4条で記載する会社の子会社、関連会社又は提携会社に対して、「個人情報の保護に関する法律」に定めるところにより自己に関する個人情報（登録されている自己に関する客観的な取引事実に基づく個人情報）を開示するよう請求することができます。

①会社、会社の子会社又は関連会社を開示を求める場合には、末尾記載の【個人情報の取扱いに関するお問い合わせ相談窓口】にご連絡ください。開示請求の手続き（受付窓口、受付方法、必要書類、手数料等）についてお答えします。また、開示請求の手続きについては、会社のホームページでもお知らせしています。

②個人信用情報機関を開示を求める場合には、第3条記載の個人信用情報機関にご連絡ください。

③提携会社に対して開示を求める場合には、各提携会社にご連絡ください。

(2) 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、会社は、速やかに利用目的の達成に必要な範囲内で訂正・削除に応じます。

#### 第6条（本同意条項に不同意の場合）

会社は、申込者等が本契約の必要な記載事項（契約書面で申込者等が記載すべき事項）の記載を希望しない場合及び本同意条項の内容の全部又は一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。但し、申込者が第2条及び第4条に同意しない場合でも、これを理由に会社が本契約をお断りすることはありません。

#### 第7条（利用・提供中止の申出）

第2条及び第4条による同意を得た範囲内で会社が申込者の個人情報を利用・提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の会社での利用、他社への提供を中止する措置をとります。なお、中止の申出を受けた場合でも、会社が申込者に対して送付する請求書等に同封される宣伝物や印刷物については送付中止の申出はできないものとします。

#### 第8条（個人情報の取扱いに関する問合せ等の窓口）

個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止についてのお問い合わせ、その他のご意見の申出に関しては、末尾記載の【個人情報の取扱いに関するお問い合わせ相談窓口】までお願いします。

#### 第9条（本契約が不成立の場合）

本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第1条及び第3条(2)①に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

#### 第10条（退会後又は会員資格喪失後の場合）

退会の申し出又は会員資格の喪失後も、第1条(1)、第2条に定める目的及び開示請求等に必要範囲で、法令等又は会社が定める所定の期間個人情報保有し、利用します。

#### 第11条（本同意条項の変更）

本同意条項は、会社所定の方法により、変更できるものとします。

##### 【個人情報の共同利用について】

会社は、個人情報の保護に関する法律第23条第5項に基づき、本件個人情報を共同利用できるものとし、個人情報の共同利用について会社のホームページ (<https://www.cedyna.co.jp>) への掲載によって公表するものとします。

##### ※個人情報保護管理責任者について

会社は、個人情報を厳重に保護する責任者として、個人情報保護所管部の担当役員を「個人情報保護管理責任者」に選任しております。

A1003-16-01

##### 【個人情報の取扱いに関するお問い合わせ相談窓口】

株式会社セディナ お客様相談部

東京都港区港南二丁目16番4号

※お電話はアンサーセンターにて承ります。

電話番号：03-5638-3211 06-6339-4074

受付時間：9:30～17:00（1月1日休）

##### 【相談窓口】

ご利用についてのお問い合わせ、ご相談および本規約についてのお問い合わせ、ご相談および宣伝印刷物の送付等、営業案内の中止に関するお問い合わせについては、株式会社セディナ「アンサーセンター03-5638-3211、06-6339-4074」東京都墨田区菊川三丁目17番2号 〒130-8548におたずねください。

##### 【貸金・キャッシングに関する苦情・相談受付窓口】

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

東京都港区高輪三丁目19番15号 電話 0570-051-051

株式会社セディナ

〒460-8670 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号

登録番号 東海財務局長(13)第00166号